MURAKAMI CORPORATION
最終更新日：2015年6月29日
株式会社村上開明堂
代表取締役社長　村上太郎
問合せ先：054-253-1811
証券コード：7292
http://www.murakami-kaimeido.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を、「時代の変化に機敏に対応し、透明度の高い経営を目指す」とし、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題として位置づけております。
また、株主・投資家等ステークホルダーとの信頼関係の構築において、情報開示は極めて重要であると考えております。東京証券取引所および報道機関に対するニュースリリース、取材対応、当社ホームページのタイムリーな更新を通じて、積極的かつ公平な情報開示に努め、経営の透明性を高めております。さらに、信頼関係の強化を目的として、「個人情報管理規程」を定め、個人情報を適正に取り扱うためのルール及び安全な管理措置を講じております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社豊英社	1,230,395	9.39
村上太郎	1,043,559	7.96
村上英二	1,005,464	7.67
ビービーエイチ　フオー　フイデリテイ　ロー　プライスド　ストツク　フアンド(プリンシパル　オール　セクター　サブポートフオリオ	867,000	6.11
旭硝子株式会社	739,000	5.64
株式会社三菱東京UFJ銀行	624,700	4.76
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー(ケイマン)リミテツド	562,000	4.29
株式会社静岡中島屋ホテルチェーン	460,502	3.51
株式会社静岡銀行	459,300	3.50
明治安田生命保険相互会社	447,950	3.41

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩崎清悟	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩崎清悟	○	―――	静岡ガス株式会社の経営に長年にわたって携わられ、企業経営者としての豊富な経験を当社の経営に活かせると判断しました。また、同社と当社の間に当社事業に係わる取引は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人の監査結果について、監査役と会計監査人が定期的に報告する機会を持っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小室太郎	他の会社の出身者							△						
齋藤安彦	弁護士										○			
神谷聰一郎	他の会社の出身者							△						
石橋三洋	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小室太郎	○	―――	旭硝子株式会社元常務取締役であり、幅広い視点で経営上のアドバイスをいただいております。 また、小室太郎氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。同氏は旭硝子株式会社常務取締役として、法令、経営全般に十分な見識を有すると共に、当社社外監査役として適切な監査業務を執行しており、適任と判断いたします。また、同社を離れた後、10年以上が経過し、且つ、同社と当社の取引額が全体の2%未満と減少する中、同社の意向が当社に及ぼす影響はなく、利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたしました。
齋藤安彦		―――	静岡市をベースとする弁護士。コンプライアンス、債権管理など幅広く法務面のアドバイスをいただいております。
神谷聰一郎		―――	株式会社静岡銀行顧問であり、経営に関する幅広い知識と高い見識から、経営面に関するアドバイスをいただいております。
			日本生命保険相互会社をはじめとし、多くの会

石橋三洋		―――	社の役員を歴任した実績を元に、企業経営に関する幅広い経験、見識からアドバイスをいただいております。

【独立役員関係】

独立役員の人数　2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　実施していない

該当項目に関する補足説明

短期的な業績に左右されず、長期的な観点に立って経営判断できるよう処遇しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

前事業年度は取締役6名に対し274百万円、監査役5名に対し35百万円（内、社外監査役4名に対し15百万円）を支給いたしました。なお、当支給額には、前事業年度にかかる役員退職慰労引当金繰入額等を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役は会社情報を把握した上で監査役会に臨んでおります。また、四半期取締役会開催前に四半期決算書及び事業部概況報告が発送され、経営の問題点については速やかに把握できるように常勤監査役及び経理・総務より連絡され、取締役会に臨んでおります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 取締役会・経営会議
当社は取締役会（取締役8名にて構成）並びに経営会議にて、経営の基本方針や経営上の重要事項の決定並びに経営成績や業務の進捗状況の検討を行っております。

2. 執行役員制度
当社は執行役員制度の導入に伴い、執行役員を取締役会にて選任し、執行役員は、主に役員会において取締役並びに経営会議にて定められた経営計画を受け、業務執行を行っております。これにより、経営監視機能と業務執行機能を明確に分化しております。

3. 監査役制度
監査役につきましては、幅広い経営経験と公正かつ客観的な判断力を有する常勤監査役1名、財務・会計、法務に関する知見等を有する非常勤監査役4名（4名とも社外監査役）が就任しており、取締役の職務の執行並びに当社及び国内外の業務や財政状況を監査しております。監査役は、取締役会等重要な会議に出席し審議内容をチェック、意見を述べております。また、取締役に対してヒアリングを行い法律・定款に違反事項
がないかを監視しております。なお、監査役会では常勤監査役からの報告を中心に経営に関する事項を協議しております。

4. 内部監査

当社は代表取締役直属の内部監査機関として監査室を設けております。会社目的達成のため、各部門長が管理監督している状況を現場に出向き、部門長とヒアリングを重ね、現場担当の動きを監察しております。監査室長のまとめた報告書は代表取締役に提出され、詳細に協議されています。問題ある場合は代表取締役の名前で是正命令書が当該部門長に発行され、監査室長は一ヵ月後にフォロー監査を行っております。

5. 会計監査

会計監査については新日本有限責任監査法人にて行っております。

6. 内部統制・コンプライアンス

内部統制監査に加え、コンプライアンスにかかわる体制の整備・確立等を行うことを目的として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。重要なコンプライアンス違反が生じた場合は、コンプライアンス委員会により設置される業務監視委員会により、案件について審議をし、適切な処置・対策を行うよう体制の整備・強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方である「時代の変化に機敏に対応するため」に、取締役会を企業統治の体制の軸とすることにより、闊達な議論が行われ、効率的な経営上の意思決定が行われ、執行役員制度により、業務執行のより一層のスピードアップを図る体制を整えております。

また、「透明度の高い経営を図るため」に、社外取締役の選任、監査役制度の導入、社外監査役の選任、監査室による内部監査、内部統制監査の実施、コンプライアンス委員会の設置等により、十分な監視体制を整えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知は法定の期限より早い時期に発送をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署として経営企画課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
(1)「村上開明堂グループ企業行動憲章」「村上開明堂コンプライアンスポリシー」「村上開明堂コンプライアンス行動規準」を策定し、取締役・従業員に周知徹底させ、必要な教育を実施させる。
(2)社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議する。
(3)監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、定期的に取締役会及び監査役会に報告するものとする。
(4)法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、適切に保存する。取締役及び監
査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
リスク管理に関する規程に従い、リスク管理を徹底するために各部署に必要な諸規程、教育・訓練制度、通報制度等の検討・整備を行わせる。
監査室は各部署のリスク管理状況を監査し、この結果を取締役会及び監査役会に報告するものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会は、取締役会が定める業務分掌規程に基づき、執行役員等よりの報告を踏まえ、各取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備する。
(2)取締役会は、中期経営計画及び年度計画を策定し、会社として達成すべき目標を明確化するとともに事業部ごとの業績目標を明確にし、その進捗状況を定期的に取締役会で報告させる。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社及びグループ各社全体の内部統制に関する担当部署(監査室)は、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
(2)監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立に関する事項
監査役から監査役の職務を補助する使用人を置くことを求められた場合には、監査役と協議のうえ、合理的な範囲内で配置するものとする。
当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)監査役は、業務執行上の意思決定に関する重要な会議に出席することができる。
(2)取締役は、法令の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を、すみやかに監査役会に対して報告する体制を整備する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定するものとし、監査法人と適宜協議をするものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は「村上開明堂グループ企業行動憲章」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固とした姿勢で対決し、関係遮断を徹底いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は「コンプライアンスポリシー」及び「コンプライアンス行動規準」において反社会的勢力に対する行動指針を示し、役員・従業員への周知徹底をおこなっております。
社内体制といたしましては、総務人事部を対応統括部署として、平時より顧問弁護士、企業防衛対策協議会、静岡県警察本部等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集、不当請求防止に関する指導を受けております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特に具体的な買収防衛策の導入は行っておりませんが、企業価値の向上に努めることが一番の防衛策と考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社では、平成7年3月に東京証券取引所へ上場以来、会社情報の適時開示の重要性を社内に周知させるとともに、情報の一元化と共有化に努め、専務取締役管理本部長を情報取扱責任者、経営管理部担当及び総務人事部担当を情報開示担当者とする社内体制により、迅速かつ正確な情報開示に努めております。

社内及び国内外関係会社における重要な情報はすべて情報開示担当部署に集約されており、情報取扱責任者が情報開示の内容、方法等を決定しております。

なお、常勤監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席して、重要事項の内容を把握し、情報収集及び情報開示体制についてチェックを行っております。

コーポレートガバナンス体制

